

登録型プログラム 協定規約

ラクマ権利者保護プログラム（以下「本プログラム」といいます）における登録型プログラムへの申込希望者（以下「登録希望者」といいます）は、当社が定める以下の登録型プログラム協定規約（以下「本協定規約」といいます）及びプログラム利用規約に同意の上、8ページ以降の登録申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて当社所定の宛先まで登録申込書をご送付ください。

また、本協定規約で使用する用語は、別段の定めがない限り、ラクマ権利者保護プログラム利用規約（以下「プログラム利用規約」といいます）において使用されるものと同一の意味を有するものとします。

第1条（登録型プログラム概要）

登録型プログラムは以下に従って設置するものとします。なお、以下はプログラム利用規約第2条と一部重複の内容になります。

- ① 概要：権利者が事前に本協定規約に同意し、必要情報を当社に提出し、当社からの登録認定をうけることで、権利者は申告型プログラム利用時の提出情報の簡略化が可能となります。また、権利者は当該登録を行うことで、当社と権利侵害に関する情報共有、協議、新たな対策についての検討を継続的に行うことに同意するものとし、ラクマにおいて健全な取引が維持されることを目指すものとします。
- ② 対象者：登録型プログラムへの登録対象者は、法人の事業者及び信頼性確認団体のみとなります。なお、権利者から委任を受けた代理人、代行業者、又は権利者団体は対象外となります。必ず権利者ご本人が登録のお手続きをしてください。
- ③ 登録方法：
 - (ア) 登録希望者は、本協定規約に同意のうえ、捺印と所定項目への記入を完了させた登録申込書、登記事項証明書1通（発行から3ヶ月以内のもの）、登録申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書1通（発行から3ヶ月以内のもの）を、当社が別途定める方法により、当社に提出してください。
 - (イ) 当社は、(ア)に従って登録希望者より提出された本プログラムへの登録申込内容を審査し、その結果を申込者に通知します。なお、当社が登録を認めた登録者（以下「登録者」といいます）となった場合でも、個別の本プログラム利用条件を付する場合がありますので予めご了承ください。
 - (ウ) 登録希望者は、当社による審査結果に対して、異議を述べることはできず、また、当社は審査結果に関する説明の義務を負わないものとします。
 - (エ) 本プログラムへの登録認定は、(イ)に定める審査結果の通知時において、登

録認定の旨及び「ラクマ権利者 ID」を通知した時点とします。なお、登録者は、本プログラムへの登録済権利者として、登録者の名称が、外部に公開・公表される可能性があることに同意するものとします。

第2条（ラクマ権利者 ID）

1. ラクマ権利者 ID とは、前条第3号（イ）に記載する登録者に向けて、当社が発行・通知するランダムな文字列のことと言います。このラクマ権利者 ID は登録認定の証であり、これを用いて申告型プログラム利用時の提出事項の簡略化を行います。ラクマ権利者 ID は、本プログラムにおいて権利者本人であることの証となりますので、なりすまし等を防止するためにも、他人に知られないように大切に保管してください。
2. 登録者において、ラクマ権利者 ID が漏洩した場合又は漏洩の可能性がある場合は、ラクマ権利者 ID の再発行が必要になりますので、直ちに当社までご連絡ください。再発行の際には、再度必要情報を提出し直していただく場合もございます。なお、ラクマ権利者 ID の漏洩に起因するトラブル・損害等について、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の責に帰す場合はこの限りではありません。
3. 万が一、登録者がラクマ権利者 ID を紛失した場合は、法人名・団体名を添えて、以下の連絡先までご連絡ください。当社から、協定申込時に提出いただいた「当社からの問合せ先（P.8に記載欄があります）」宛に、再度ラクマ権利者 ID の通知をさせていただきます。

【紛失時連絡先：support@fril.jp】

4. ラクマ権利者 ID は、本プログラム利用のために、これを知る必要がある①登録者自身又は関係会社の役職員、②弁護士、弁理士、公認会計士、その他専門家であって法律上の守秘義務を負う者、及び③書面で、代理権の行使を保証し守秘義務を課した委任先に対してのみ、開示・共有可能とします。なお、②③に該当する者が、登録者より共有された権利者 ID を用いて本プログラムを利用する際には、当社に対して委任状の提出が必要になります。

第3条（当社と登録者の義務）

1. 登録者は、登録者が正当に保有する権利（以下「登録の権利」といいます）を侵害するラクマ上の商品及び表示（偽造品の出品、名誉を毀損する表示を含みますが、これに限られません）、盗品・横領品の出品・取引行為、その他ラクマ利用規約に違反しかつ登録希望者の権利を侵害する行為（以下、まとめて「権利侵害行為」といいます。権利侵害行為の申告対象となる事象詳細は、プログラム利用規約第3条第1項③を御覧ください）を防止すること、並びに、ラクマにおいて健全な取引が維持されることを目的として、当社に対して合理的な協力を実施するものとします。
2. 当社は登録者の情報提供に基づき、ラクマのプラットフォーム環境健全化に努めるも

のとします。

3. 登録者及び当社は、偽造品及びその他の知的財産権侵害に関する情報共有、協議、新たな対策についての検討を継続的に行うものとします。

第4条（通知事項）

1. 登録希望者は、登録申込時に、登録申込書にて法人（団体）の名称、住所、担当者情報、当社又はラクマ利用者からの問合せ先等、当社が定める所定の事項を当社へ通知するものとし、当該事項に変更があった場合は、遅滞なく当社に変更内容を通知するものとします。当該通知を怠ったことにより登録希望者が被った損害、費用又は不利益（賠償金等が発生した場合はそれらの補填、紛争解決に要した弁護士費用、人件費及び逸失利益を含む。以下同様とします）に対して、当社は一切責任を負わないものとし、登録希望者が当該通知を怠ったことにより当社に損害、費用又は不利益が発生した場合、登録希望者はその一切を賠償するものとします。
2. 登録希望者において、前項に定める必要事項の変更の通知に遅滞があった場合、最新の必要事項が提出されるまで、当社は、登録希望者による権利侵害行為の通知に関する対応を留保できるものとします。ただし、これはラクマ利用規約、その他関連法令に則って当社自身の判断による対応を妨げるものではありません。
3. 本プログラムへの登録により、登録希望者は権利侵害行為の申立時の都度の本人性確認情報の提出等を省略することができるものとします。なお、当該申立時には、原則として当社が指定するフォームを利用し、また、当該フォーム内に、ラクマ権利者 ID を記載するものとします。その他の申立方法については、プログラム利用規約及び各種申立フォームのガイドを御覧ください。

第5条（紛争）

登録希望者（本条では、登録希望者が登録認定を受けて登録者となった以降も含み、登録希望者といいます）の提出情報に起因して、ラクマ利用者と登録希望者又は当社との間で紛争が生じた場合、プログラム利用規約第10条第1項に記載のとおり、登録希望者自らの責任と費用において対処するものとし、当社には迷惑をかけないものとします。当社が登録希望者に代わって対処した場合、当該対処に要した費用（賠償金等が発生した場合は、それらの補填、紛争解決に要した弁護士費用、人件費及び逸失利益を含みます）を、登録希望者は負担することとします。

第6条（ラクマ利用者からの問い合わせ）

登録希望者が本プログラム登録後に、登録者として当社に提出した申立情報に関連して、ラクマ利用者が当該申立の内容について当社に問合せをしてきた場合、当社は、登録者が登録申込書に記載の上当社に提出した「法人（団体）の名称」及び「ラクマ利用者からの問合せ先」

を、当該ラクマ利用者に提供することができるものとします。爾後、当社は登録者とラクマ利用者のやり取りに関与しないものとし、登録者は、ラクマ利用者から通知用メールアドレスに当該対応の内容について問合せがあった場合には自らの責任と費用で対応するものとし、その結果ラクマ利用者との間で紛争等が生じた場合は、登録者が自らの責任と費用において対応し解決するものとします。

第7条（登録の解除）

1. 登録希望者（本条では、登録希望者が登録認定を受けて登録者となった以降も含み、登録希望者といいます）は、当社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本プログラムの登録を解除できるものとします。
 - ① 本プログラムへの登録認定時点で、当社が登録希望者に虚偽の情報を通知した場合
 - ② 登録希望者の権利に対する権利侵害行為が明白である場合に、故意もしくは正当な理由なく当社が対応しなかった場合
 - ③ 本協定規約の定めに違反した場合
 - ④ その他登録希望者が不適当と認める事由が生じた場合
2. 当社は、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本プログラムへの登録を解除できるものとする。
 - ① 本プログラムへの登録申込時点又は第4条第1項に定める通知時に、当社に虚偽の情報を通知した場合
 - ② 登録希望者の権利に対する権利侵害が明白でない行為に対して通知をした場合
 - ③ 登録希望者の通知情報に起因して、当社と登録希望者以外の権利者との間にトラブルが発生した場合
 - ④ 本協定規約の定めに違反した場合
 - ⑤ その他当社が不適当と認める事由が生じた場合

第8条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、一方当事者から、相手方に対し、本協定規約に基づき、登録の有効期間中に開示・提供される開示者又はその関係会社に係る営業上、技術上、その他一切の情報であって、（1）開示の際に秘密情報である旨を明示したもの、（2）口頭、視覚的方法その他無形の方法による開示の場合は開示後10日以内に当該情報の内容を記載した書面を開示者が受領者に交付したもの、（3）当該情報の内容からして、その性質上、第三者への公開・開示を予定していないと認められるもの（4）ラクマ利用者に関する情報、のうちのいずれかに該当するもの、並びに、本プログラムに基づく両当事者間の交渉内容をいいます。但し、次の情報を含みません。
 - ① 開示時点で、既に公知となっている情報

- ② 開示の後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ③ 開示時点で、既に受領者が適法に保有していた情報
 - ④ 受領者が秘密情報によらずに独自に開発・創造した情報
 - ⑤ 受領者が、適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報
2. 秘密情報の受領者は、開示者及びラクマ利用者に係る秘密情報を、本協定規約の目的達成のため以外に利用してはなりません。
 3. 登録希望者及び当社は、開示者に係る秘密情報を、本協定規約の目的達成のために、これを知る必要がある、(1) 自己又は関係会社の役職員、(2) 本目的について相談をする弁護士、弁理士、公認会計士、その他専門家であって法律上の守秘義務を負う者、(3) 開示者が書面により承諾した開示先及び、(4) 本協定規約の第2条第4項が適用される者に対してのみ開示することができます。この場合、受領者は、開示者に係る秘密情報を及び、達成のために必要な範囲でのみ開示することができ、それ以外の第三者への開示を行うことはできません。なお、受領者は、当該開示先に対して本協定規約における義務と同等の義務を課すものとし、当該開示先による義務違反について開示者に対し責任を負うこととします。
 4. 前項の定めにかかわらず、法令又は公的機関の強制力を伴う要請に基づき秘密情報を開示する必要がある場合は、相手方に通知のうえ、秘密である旨を明示して、秘密情報を開示することができることとします。
 5. 受領者は、相手方から開示を受けた秘密情報が、漏洩、滅失、毀損しないよう、善良な管理者の注意をもって、当該秘密情報を取り扱わなければなりません。
 6. 受領者は、開示者から事前の書面による同意なくして、及び、本目的の達成のために必要最小限の範囲・分量を超えて秘密情報を複製してはなりません。
 7. 受領者は、本協定規約に定める取り組みが中止・終了した場合、又は開示者から請求を受けた場合、本協定規約に基づき開示者から開示・提供された秘密情報の全てを、そのあらゆる形態の複製物を含めて、速やかに返還又は破棄をする必要があります。なお、破棄にあたっては情報漏洩が生じ得ない合理的手段を用いることを要し、開示者から要求があった場合は、破棄を証する必要があります。

第9条（反社会的勢力の排除）

申込時点又は本プログラムへの登録後に、登録希望者又は登録者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいいます。以下同様とします）であること又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、当社は、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は登録型プログラムにおける登録を抹消することができるものとします。

第 10 条（登録の有効期間等）

1. 本協定規約に基づく登録の有効期間は、登録希望者（本条では、登録希望者が登録認定を受けて登録者となった以降のことも含み、登録希望者といいます）の本プログラムへの登録認定時から1年としますが、期間終了の3ヶ月前までに、登録者又は当社のいずれからでも契約終了の通知がない場合は、同一条件で更に一年間、自動で契約更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 登録希望者及び当社は、登録期間終了後も3年間、本協定書に定める秘密保持義務を負うものとし、以降も同様とします。

第 11 条（雑則）

1. 本協定規約は、開示された秘密情報に係る何らかの権利の移転、付与を目的とするものではなく、第6条に定める範囲を超えた秘密情報の利用を、受領者に認めるものではありません。また、本協定書は、各当事者に、相手方に対する秘密情報の開示を義務付けるものではありません。
2. 登録者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定規約に基づく地位及び本協定規約から生じた権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡してはならず、かつ、担保に供してはなりません。
3. 各当事者は、本プログラムに関し適用されうる法令を遵守するものとし、
4. 登録認定後、登録者側で登録申込書に記載した情報に変更があった場合等は、以下までご連絡ください。なお、お電話でのご対応は承っておりません。（削除のご請求等その他問合せについては、こちらの窓口ではご対応できませんのでご了承ください）

連絡先：support@fril.jp

第 12 条（本協定内容の改定）

当社は、本プログラム利用者に事前に通知することなく、いつでも本協定規約を改定することができるものとし、当社が改定後の協定内容を当社所定のウェブサイトへ掲載したとき（当社が改定後の本利用規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じます。

第 13 条（協議）

本協定規約に規定のない事項が生じた場合、又は本協定規約の解釈に関して疑義が生じた場合、登録希望者及び当社は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議をして、問題の解決を図るものとし、

第 14 条（準拠法及び裁判管轄）

本協定規約の準拠法は日本法とし、本協定規約に関して登録希望者当社間に紛争が生じた

ときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2020 年 8 月 27 日 制定

2020 年 9 月 30 日 改定（条番号のずれの修正）

2021 年 4 月 1 日 改定（社名変更、誤字の修正）

2021 年 12 月 20 日 改定（連絡先に一部誤りがあったため修正）

< 登録申込書は次ページに続きます >

楽天グループ株式会社

ラクマ権利者保護プログラム担当者 宛

ラクマ 権利者保護プログラム【登録型プログラム】
登録申込書

登録型プログラムへの登録希望者は、以下の必要事項を記入の上、本プログラムのフォーム内で指定する宛先までご送付ください。（記入は印刷されたものでも手書きでも構いません）

1. 必要情報の記入及び捺印

申込日		
法人（団体）の名称		
住所（本社所在地）		（〒 ）
代表者	役職	
	（フリガナ）	
	氏名	⑩
当社からのご連絡先	問合先名称	
	担当者氏名	
	（必要な場合のみ記載）	
	メールアドレス	
	電話番号	

ラクマ利用者からの 問合せ先 （当社からのご連絡先と 同一の場合は記載不要）	問合せ先名称	
	担当者氏名 （必要な場合のみ記載）	
	メールアドレス	
	電話番号	

なお、上記事項に変更があった場合は、遅滞なく当社に変更の内容を通知するものとします。
 通知先：support@fril.jp

2. 楽天グループが運営するラクマ以外のサービスにおける加盟店契約等の契約状況について教えて下さい。（該当するものにチェックの上、記入をしてください）

- ☐ 楽天市場の出店契約を締結している
 （店舗ページトップ URL：<https://www.rakuten.ne.jp/>）
- ☐ Rakuten Fashion との取引契約を締結している
 （ブランドページ URL：）
- ☐ 他サービスで契約関係がある
 （サービス名と契約内容：）
- ☐ 特になし

3. 登録申込をする法人名義で楽天銀行の口座をお持ちですか（該当するものにチェックをしてください）

- ☐ 保有している / ☐ 保有していない

4. 以下すべての項目にご同意の上、チェックをしてください。

- ☐ 登録希望者は、本協定規約第 9 条に定める反社会勢力とは何らの関係もありません。
- ☐ 登録希望者は、本協定規約第 6 条に基づき、登録希望者の「法人（団体）の名称」及び「ラクマ利用者からの問合せ先」を、当社がラクマ利用者の開示する可能性があることを認めます。
- ☐ 登録希望者は、申込時点において、当社に提出する情報の正確性を保証します。
- ☐ 本協定規約のほか、プログラム利用規約を確認の上、同意します。
- ☐ 登録型プログラムへの申込時は、本申込書のほか、有効期間内の登記簿謄本と印鑑証明書の提出が必要であることを確認しました。

以上